氷見市農業委員会　定例総会議事録

（平成３０年度　５月度）

１　日　　時　　平成３０年５月７日（月）

開会：午後１時５５分

閉会：午後２時４４分

２　場　　所　　氷見市役所Ｃ棟３階　３０１会議室

３　出席委員　　１３名

2番　道淵　　登 4番　円戸　敏男　 5番　六田　敏夫

6番　上出　義美 7番　両國　明美　 8番　中嶋　知子

9番　川上　悦男 10番　寳住　與一　11番　山下　　裕

12番　江添　良春 13番　大澤　昌弘　14番　扇谷　俊彦

15番　松村　　博

４　欠席委員　　 1番　中葉　　隆 3番　山下　壽明

５　議　　題　　第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

６　職務のため出席した事務局等職員

４名

局　　長　石田　貢一　　農林畜産課長　野村　佳作

主　　査　清水　徹夫　　臨時職員　嵐　由佳里

７　総会の概要

（事務局）　ただいまから、平成３０年度５月度定例総会を開催いたします。

はじめに、会長から挨拶がございます。

（会長）　　挨拶　（略）

（事務局）　ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を松村委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

………農業委員会憲章の朗読………

（事務局）　次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第４条により、会長が務めることとなっていますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（会長）それでは、本日の総会に付議する案件は、

第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

です。

□議長（会長）　なお、本日は　山下農地委員長と中葉委員　から欠席の報告を受けていますが、在任委員１５名中１３名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（会長）　これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、川上会長職務代理者と中嶋委員にお願いいたします。

□議長（会長）　それでは、第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第１号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申し上げます。

今月の利用権設定は、通常のものと、農地中間管理機構にかかるものがあります。

番号１～の借受人及び貸付人の氏名、面積を朗読

以上、合計で筆、設定面積㎡を、名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしくお願いします。

□議長（会長）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第１号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長）　それでは、第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件、６件につきまして、説明申し上げます。

番号１、地区はです。

使用借人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、使用貸人は氷見市

＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記が田、現況は畑で、面積は㎡です。

農地区分は第１種農地で、転用目的が、権利はです。

番号２、地区はです。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記、現況ともに畑で、面積は㎡です。

農地区分は第１種農地で、転用目的が、権利はです。

番号３、地区はです。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記、現況ともに畑で、面積は㎡です。

農地区分は第１種農地で、転用目的が、権利はです。

番号４、地区はです。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記、現況ともに田で、面積は㎡です。

農地区分は第１種農地で、転用目的が、権利はです。

番号５、地区はです。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、譲渡人は高岡市＊＊番地（法人名＊＊）申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記、現況ともに畑で、面積は㎡です。

農地区分は第１種農地で、転用目的が、権利はです。

番号６、地区はです。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊番地（法人名＊＊）申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記が田、現況は休耕作地で、面積は㎡です。

農地区分は第１種農地で、転用目的が、権利はです。

引き続き、許可基準について説明。

今回付された案件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いします。

□議長（会長）　質問を受ける前に、先般＊＊月＊＊日に行いました＊＊委員と地区推進委員、事務局員による現地調査について、＊＊委員から報告を受けたいと思います。

（＊＊委員）　　先般＊月＊＊日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件につきまして、隣接地との境界が確定されていること、用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

隣接農地耕作者からの承諾書及び氷見市土地改良区からの同意書が、添付されています。

以上、今回の案件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長）　事務局の説明と＊＊委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（委員）　　　　農振除外について、申請からの流れについて教えて欲しい。

（事務局）　　　農振除外の申請書は農業委員会にではなく、氷見市長あてに出されます。

　　　　　　　　まず、市の関係部署の意見を求め、調整し、問題がなければ外部機関である市農協や市土改、案件によっては森林組合等から意見を求めます。

　　　　　　　　市として「農振除外やむなし」となれば、県知事あてに協議を行い、県知事の同意を得なければならないとされています。

□議長（会長）　その他、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長）　以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会５月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項